

## 廃棄物処理の委託に係る契約に関する考え方（案）

### 1. 廃棄物分野における温室効果ガスの排出の現状等

我が国の廃棄物分野の温室効果ガス排出量<sup>1</sup>は、2009（平成 21）年度において 36.7 百万トンの CO<sub>2</sub> であり、総排出量 12 億 9 百万トンの CO<sub>2</sub> の 3% を占めている。温室効果ガス排出量の推移については、2009 年度における排出量は 1990 年度比で 1.5% の減少となっている。

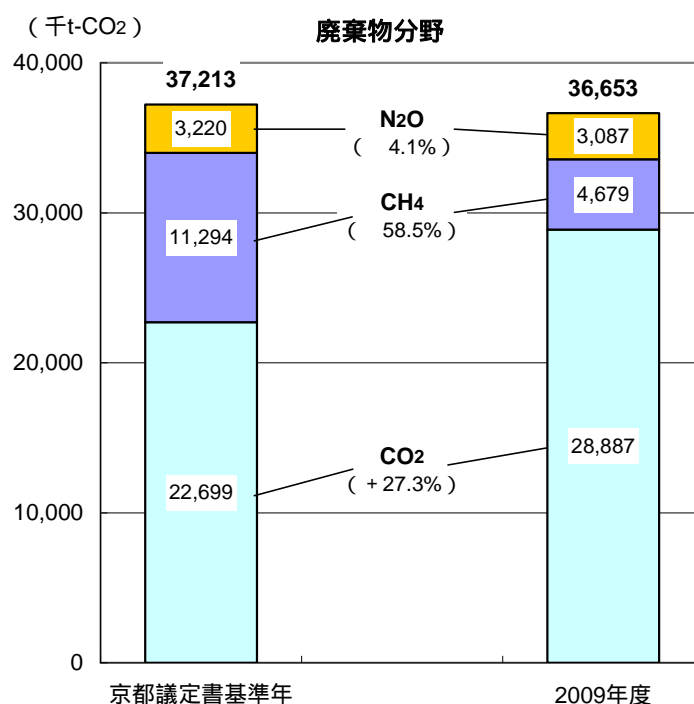


図1 廃棄物分野における温室効果ガス排出量の推移

我が国の温室効果ガスの排出削減に当たっては、すべての分野において対策の強化推進が求められているところ、廃棄物分野から発生する温室効果ガスの一層の排出削減を図ることは引き続き重要な課題となっている。他方、平成 21 年度における産業廃棄物の不適正処理量は、過去 5 年間で最大となるなど、廃棄物の適正処理の推進等による環境保全の確保も強く求められている。

このため、廃棄物処理における温室効果ガスの排出削減や廃棄物を資源として活用するなど廃棄物の適正な処理による環境保全の確保に積極的に取り組む事業者を契

<sup>1</sup> 資料：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス（2011）「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2009年度確定値）」

約の段階において評価する新たな仕組みの検討が必要と考えられる。

## 2. 産廃の安全・安心な処理等による環境保全の確保に向けた動き

### 電子マニフェストの推進

不法投棄等の不適正処理の防止及び廃棄物の性状等の確実な伝達による事故や環境汚染の防止を図ることを目的とした平成3年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)の一部改正において、特別管理産業廃棄物<sup>2</sup>を排出する事業者が産業廃棄物を委託処理する場合における産業廃棄物管理票(マニフェスト)の使用及び排出事業者による最終処分までの処理確認が義務づけられた。

その後、平成9年の廃棄物処理法改正において、マニフェスト制度の対象が産業廃棄物を排出するすべての事業者に拡大されたことに伴い、廃棄物の適正処理の確保並びに排出事業者等の事務負担の軽減等の観点から、マニフェスト情報を電子化し、情報処理センターを介して、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者間でマニフェスト情報のやり取りを行う電子マニフェスト制度の導入がなされた。この電子マニフェスト制度の導入により、排出事業者は、自らが排出した産業廃棄物の排出処理状況を最終処分まで容易に確認することができるようになり、廃棄物の適正処理の推進に役立っている。なお、電子マニフェストについては、排出事業者側の環境意識の高まりや普及に向けた普及啓発の成果等もあり、その普及率<sup>3</sup>は前年度比で約25%増の伸びを示しており、平成23年8月末時点において約24%の普及率となっている。

### 優良産廃処理業者認定制度の創設

排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することなどにより、産業廃棄物処理業界全体の優良化を促し、産業廃棄物の適正処理の推進を図ることを目的として、平成17年の廃棄物処理法改正において、「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」(以下「旧優良性評価制度」という。)が創設された。その後、優良性認定基準の見直しや優良性評価制度のインセンティブが不十分であるなどの中央環境審議会の指摘を踏まえ、昨年の廃棄物処理法改正により、優良産廃処理業者認定制度(以下「優良認定制度」という。)を新たに創設し、平成23年4月1日より施行している。優良認定制度により認定を受けた産業廃棄物処理業者(以下「優良認定業者<sup>4</sup>」という。)は、許可の有効期間が通常5年から7年に延長される等のメリットが与えられることとなった。また、優良認定業者は廃棄物の受入量・処分量

<sup>2</sup> 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性があるなど人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するもの。

<sup>3</sup> 普及率(%) = 電子マニフェスト登録件数 / (電子マニフェスト登録件数 + 紙マニフェスト頒布数)

<sup>4</sup> 優良認定業者として認められるためには、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有するものの基準(以下「優良基準」という。)に適合することが必要である。優良基準については後述。

等の数値を明確化した処理工程図や財務諸表などの公表が義務づけられており、排出事業者側にとっても、産廃処理業者の処理内容の確認や経営状況の確認を容易に行うことができるようになり、優良認定業者の拡大により、廃棄物の適正な処理の一層の推進が期待されている。

法を所管する環境省はもとより、国や地方公共団体においても、優良認定業者を率先して選択することを通じて、廃棄物の適正な処理の推進を図ることが期待されているが、現状の廃棄物処理に係る契約の多くは、専ら最低価格落札方式により選定されており、こうした優良認定業者を評価する仕組みにはなっていないものと考えられる。

このため、国等の機関の事業活動に伴い生ずる産業廃棄物の処理委託に当たっては、廃棄物を適正、かつ、安全に処理することのできる産廃処理業者を積極的に高く評価することにより、それらの事業者の育成を図り、もって廃棄物の適正処理と環境保全のさらなる推進を図っていくべきと考える。

### 3 . 廃棄物処理の委託に係る環境配慮契約の必要性

上記 1 及び 2 を踏まえ、廃棄物処理の委託に係る契約においては、温室効果ガスの排出削減や資源化、各環境質に係る環境負荷低減に向けた取組など、廃棄物の適正処理の推進に積極的な事業者を適切に評価するための方法を検討することが必要と考えられる。

## 4. 検討事項（案）

廃棄物の適正処理の推進に努める事業者の評価など、温室効果ガスの削減や各環境質の環境負荷低減の取組を推進する事業者を適切に評価選択するための要件<sup>5</sup>について、本ワーキンググループにおいて整理・検討する。

具体的には、廃棄物処理を委託する事業者を選定するための契約方式、当該契約方式による評価方法等の検討が必要と考えられる。

### （1）契約方式等について

#### 対象範囲

対象とする契約は、国及び独立行政法人等が委託する産業廃棄物の処理に係る契約（事業者の選定）とする。

#### 契約方式

国及び独立行政法人等が行う産業廃棄物の処理の委託に係る契約（以下「本契約類型」という。）に当たって採用する契約方式を検討する必要がある。契約方式の概要については、[参考1](#)に示したとおりである。

#### 【論点】

本契約類型においては、

- 事前に調達者により仕様が確定可能であること
- 廃棄物の適正処理には相応の費用を要するとともに、適正処理に対し優れた能力及び実績を有する者を選択することが求められること
- 価格と価格以外の要素（本契約類型の場合は事業者の環境配慮への取組、優良基準への適合状況）を総合的に評価して発注者にとって最も有利な者と契約する方式が適切であると考えられること

等の観点から、温室効果ガス等の排出削減等環境配慮への取組及び優良基準への適合状況を適切に評価し定量化した評価点を入札価格で除算した総合評価落札方式（ $\text{評価値} = \text{評価点} \div \text{入札価格}$ ）を採用することが適当ではないか。

$$\text{評価値} = \frac{\text{評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

なお、契約方式の検討に当たっては、契約の予定価格等により、異なる契約方式

<sup>5</sup> 現状では優良認定業者のみでは競争性の確保が困難であると考えられること、及び国等の公共部門は、物品や役務を調達する場合に、率先して環境配慮契約を推進する必要があることから、事業者の環境配慮への取組を適切に評価する必要がある。

を採用することも考えられる。

## (2) 評価の考え方について

### 標準点と加算点の考え方

#### 【論点】

本契約類型の評価点の考え方としては、上記の想定のとおり、除算方式の総合評価落札方式を採用する場合、事業者の環境配慮への取組及び優良基準への適合状況を評価する観点から、公正な競争の確保を前提に、これまでの事例等を勘案<sup>6</sup>して価格と環境性能の評価に関する配点(加算点の満点)の比率を2:1程度に設定することが適当ではないか(価格に重きを置く)。

具体的には、標準点100点(最低限の要求要件を満たした場合に付与)に対し、50点程度を加算点の満点に設定することが適当ではないか。

### 評価項目・配点の考え方

本契約類型において実施する事業者の評価については、温室効果ガスの排出削減や資源化、各環境質に係る環境負荷低減に向けた取組など、廃棄物の適正処理の推進に積極的な事業者を適切に評価するものとする。

特に、産業廃棄物の処理に当たっては、一旦、不適正処理がなされた場合には莫大な現状回復費用がかかる。このため、不適正処理の未然防止の観点から、また、周辺住民の産廃処理業者への信頼性の向上等の観点から、事業の透明性が確保され、かつ、処理状況を比較的容易に確認することのできる業者の選択が求められる。

#### 【論点】

評価に当たっての配点(ウエイト)は、産廃の安全・安心な処理の確保に向け、公正な競争の確保を前提に、事業者の環境配慮への取組と優良基準への適合状況に関する配点の比率を1:1~2程度に設定することが適当ではないか。

<sup>6</sup> 国土交通省が公共工事において総合評価落札方式を実施する場合の簡易型(技術的工夫の余地の小さい工事を対象者、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用)または標準型(技術的工夫の余地の大きい工事を対象に、発注者が示す標準的な仕様に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求め、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用)を参考。

## ア) 環境配慮への取組の評価

事業者の環境配慮への取組の評価項目としては、次の項目が想定される。

- 温室効果ガスの低減に係る項目
- 大気・水・土壌等の環境保全に係る項目
- 再資源化等の循環型社会の構築に係る項目
- 事業者の自らの環境配慮を推進するための取組項目

なお、評価項目の選定に当たっては、可能な限り客観的評価が可能な項目を選択することが望ましいと考えられる。

### 【論点】

収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者ごとの環境配慮への取組に係る評価項目（加点対象）について、どのような項目が必要か。

#### < 例示 >

- 収集運搬業者
  - エコドライブシュミレータの採用等による環境に配慮した車両の運転・管理<sup>7</sup>を実施している事業者を評価
  - 低燃費・低公害車の導入台数（率）の多い（高い）事業者を評価 等
- 中間処理業者（中間処理の内容に応じた評価項目の検討が必要）
  - 焼却施設系の場合は、熱回収又は熱利用設備を有する事業者を評価
  - 廃棄物処理に係る環境分野の技術（各府省庁・地方公共団体等の公的機関の認定制度等）を有する事業者を評価
  - 廃棄物の種類ごとの再資源化率の高い事業者を評価<sup>8</sup> 等
- 最終処分業者
  - 排水の高度処理<sup>9</sup>などの取組を実施している事業者を評価
  - 最終処分を行う重機材における低燃費・低公害車の導入など環境負荷低減等の取組を実施している事業者を評価 等
- 事業者共通

<sup>7</sup> 例えば「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく基本方針の輸配送に係る判断の基準の（一部）適用が考えられる（参考4参照）。

<sup>8</sup> 再資源化率の考え方（定義）の整理が必要となる廃棄物の種類があるが、例えば廃棄物の種類ごとの再資源化率が、全国平均値より相当程度上回っている場合に評価する等の方法が考えられる。

<sup>9</sup> 特定事業場からの排水の排水基準については、河川における希釈性等を勘案し、環境基準の10倍値を基本として設定されていることから、例えば環境基準に近いレベルまで排水を浄化している場合に評価する等が考えられる。

- 環境報告書や環境会計等を作成・公表している事業者を評価 等

#### イ) 優良基準の適合状況の評価

優良認定制度における優良認定業者は、3年間の財務状況や産業廃棄物の処理状況の透明化、電子マニフェストの導入、環境マネジメントシステムの取得など、廃棄物の適正処理に向けた透明性、安全性が一定程度確保された事業者集団であることを踏まえ、それらの優良認定業者が他の事業者よりも、優位になるような評価方法を検討することとする。

#### 【論点】

具体的には、優良基準を満たす場合に、遵法性を除き、それぞれの評価項目ごとに加点するとともに、透明性及び安全性がより確保される、優良基準をすべて満たした優良認定業者をさらに高く評価する考え方が適当ではないか。

なお、優良認定制度の優良基準の概要は、表1のとおりである。

また、具体的な優良基準の評価の考え方・配点ウエイトについて、議論のたたき台として、表2のとおり案を整理する。なお、本案では、優良基準の一つである「遵法性」については、入札に参加する事業者に当然要求すべき最低限のレベルと考えられるため、加点評価しないこととしている。

表1 優良認定制度の優良基準の概要

基準	概要
遵法性	従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間(優良確認の場合は申請日前5年間)において特定不利益処分を受けていないこと。
事業の透明性	法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。
環境配慮の取組	ISO14001、エコアクション 21 等の認証制度による認証を受けていること。
電子マニフェスト	電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。
財務体質の健全性	直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10パーセント以上であること。 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。 産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。

表2 優良認定制度の優良基準の評価の考え方・配点ウエイト(案)

評価項目	ウエイト	評価の考え方
認定制度への適合	6	
遵法性	-	要求すべき最低限のレベル
事業の透明性	1	情報公開は重要。公開内容によって評価可能
環境配慮の取組	1	EMSの構築は事業者の取組を客観的に評価可能
電子マニフェスト	1	電子マニフェストへの参加は、廃棄物の適正処理の確認を行う上で重要
財務体質の健全性	1	事業者の財務体質の把握は、財務悪化による不法投棄の発生を未然に防止する点で重。

## 5. その他

事業者の環境配慮への取組に係る評価項目については、現在業界団体等を通じて収集中の事例等を踏まえ、整理・検討を行うこととしている。